

日本気管食道科学会臨床研究の利益相反に関する指針施行細則

第1号（日本気管食道科学会（以下「本学会」という）学術集会での発表）

（開示の範囲）

筆頭演者が開示する義務のある利益相反状態は、発表内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わる場合に限定する。

（抄録提出時）

本学会の学術集会、講演会等で発表・講演を行う演者は、演題応募や抄録提出時に、過去1年間における演者の利益相反状態の有無を所定様式（様式1）により明らかにしなければならない。

（発表時）

抄録提出時に明記した利益相反状態を、発表時に発表スライド、あるいはポスターの最後に開示する。ただし、各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額を次のように定める。

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、1つの企業・団体からの報酬額が100万円以上は申告する。
- ② 株の保有については、1つの企業についての1年間の株による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合は申告する。
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1つの特許使用料が年間100万円以上の場合には申告する。
- ④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上の場合には申告する。
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・団体からの年間の原稿料が50万円以上の場合には申告する。
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの研究に対して支払われた総額が年間200万円以上の場合に申告する。
- ⑦ 奨学寄附金（奨励寄附金）については、1つの企業・団体から1名の研究者・代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合には申告する。
- ⑧ 企業や営利を目的とした団体が提供する寄附講座に申告者が所属している場合は申告する。
- ⑨ その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）については、1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上の場合には申告する。

第2号（本学会機関誌などでの発表）

（開示の範囲）

著者が開示する義務のある利益相反状態は、投稿内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

（投稿時）

「日本気管食道科学会会報」などで発表を行う著者は、投稿時に、投稿規程に定める様式（様式1）により、利益相反状態を明らかにしなければならない。各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額は細則第1号で規定された金額と同一とする。開示が必要なものは論文投稿1年前から投稿時までのものとする。「日本気管食道科学会会報」以外の本学会刊行物での発表も、同様の様式で自己申告を提出する。

第3号（役員・特定委員会委員）

（特定委員会）

本施行細則でいうところの特定委員会とは、会報編集委員会、奨励賞選考委員会、診療ガイドライン委員会、定款改訂委員会、広報委員会、専門医制度委員会、専門医通信委員会、専門医試験委員会、倫理委員会、利益相反委員会を指すものとする。

（開示・公開の範囲）

役員（理事、監事）・特定委員会委員は、公開する義務のある利益相反状態は、本学会が行う事業に関連する企業は営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

（就任時）

本学会の役員（理事・監事）・特定委員会委員は、新就任時と就任後は1年ごとに「役員及び特定委員会委員の利益相反自己申告書」（様式2）によって報告する義務を負うものとする。様式2に開示・公開する利益相反については、本指針「V. 開示・公開する事項」で定められたものを自己申告する。各々の開示・公開すべき事項について、自己申告が必要な金額は細則1号で規定された金額と同一とし1年間分を記入して、その算出期間を明示する。新就任時は就任日から2年前までさかのぼった利益相反状態を自己申告しなければならない。但し、在職中に新たに利益相反状態が発生した場合には、8週以内に様式2を以って報告する。

第4号（役員・特定委員会委員の利益相反自己申告書の取り扱い）

本細則に基づいた学会に提出された様式及び、そこに開示された利益相反状態（利益相反情報）は学会事務局において、理事長を管理者とし、個人情報として厳重に保管・管理される。利益相反情報は、本指針に定められた事項を処理するために、理事会及び特定委員会が随時利用できるものとする。その利用には、当該申告者の利益相反状態について、疑義若しくは社会的・法的問題が生じた場合に、倫理委員会の議を経て、理事会の承認を得たうえで、当該利益相反情報のうち、必要な範囲を学会内部に開示、あるいは社会へ公開する場合を含むものとする。様式の保管期間は理事長、特定委員会委員の任期終了後2年間とし、その後は理事長の監督下で廃棄される。ただし、その保管期間中に、当該申告者について疑義若しくは社会的・法的問題が生じた場合は、理事会の決議により、廃棄を保留できるものとする。

附則 この施行細則は、平成24年4月1日から施行する。